

設備導入を支援します！

自ら排出する産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルに係る設備機器の整備に対して補助を行います。

事業概要について

1. 事業内容

○自ら排出する産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルに係る設備機器の整備

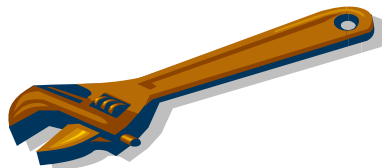
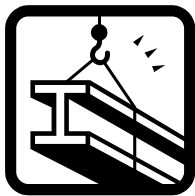
※設備の導入にあたり、法令上の許可等が必要な場合は、その取得が補助の前提となります。

○補助対象経費（消費税は補助対象外）

①廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルに係る設備機器の整備及びそれに伴う施設の整備に要する費用で、機械装置費、施設整備費、委託費とします。

②次のような事業は補助対象となりません。

- ・リース・割賦による整備
- ・他用途への転用が容易な機械装置
- ・既存施設・設備の更新



2. 補助対象者

- (1) 県内に事業所を置く事業者
- (2) 主に(1)の者で構成される法人格を有する団体

3. 補助率及び補助限度額

補助率 4分の1以内

補助限度額 1,000万円（県の予算の範囲内で交付）

<申込みについて>

事業内容の詳細については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

令和8年9月7日（月）まで応募を受け付けています。

（お問い合わせ先）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30

奈良県環境森林部 廃棄物対策課 一般廃棄物係

TEL：0742-27-8746（直通） FAX：0742-22-7482

<https://www.pref.nara.jp/12646.htm>